

令和2年4月6日

生徒・保護者様

高知県立嶺北高等学校長

教育活動再開後の新型コロナウイルス感染症対策等の対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解、ご支援賜りまして誠にありがとうございます。

さて、令和2年度の新学期の教育活動につきまして、文部科学省並びに高知県教育委員会からの通知を受けまして、下記のとおり対応してまいりますので、生徒及び保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本校での当面の具体的な対応につきましては、別紙「学校再開後の周知事項」をご覧ください。本件についてのご相談・お問い合わせは、本校教頭（和田）までお願いいたします。

記

1 教育活動を実施する際の対応について

(1) 3つの条件が同時に重なる場の回避

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底します。
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行います。
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるようにします。

(2) 発熱等の症状がある生徒等を休ませる指導の徹底

ご家庭との連携により、生徒の健康状態の確認（検温等）を行います。

- ① 検温に際して、学校の体温計の数が限られていること、使いまわしを避けること等から、生徒にはご家庭の体温計を学校にご持参いただくようお願いいたします。
- ② まず、ご自宅で登校前に検温していただき、その確認を登校時に行います。次に、ランチルームでの給食前と部活動開始前に検温を実施します。
- ③ ご自宅での検温で発熱（37.5℃以上）や咳などの症状がある場合は、自宅で休養してください。その際は、クラス担任まで電話連絡をお願いいたします。
- ④ 学校において発熱や咳などの症状が見られたときは、自宅で休養するよう指導を行います。その際は、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。

(3) 授業及び特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）

上記（1）・（2）を徹底し、換気、座席配置、授業方法等について対策を講じた上で実施します。

(4) 部活動・同好会

参加について生徒・保護者の意思を尊重するとともに、上記(1)(2)を徹底し、次のように実施します。

- ・健康状態の確認(活動前の検温と記録)を行います。
- ・県外への遠征は禁止します。
- ・生徒同士が接触して行う格闘技(柔道、剣道、レスリング、相撲など)は禁止します。
ただし、生徒同士の接触を伴わない範囲において工夫した練習については、校長がその内容を確認して部活動を行う場合があります。
- ・吹奏楽等、文化部については、少人数ごとに教室を構えるなどの工夫をします。

2 生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者になった場合の対応について

(1) 生徒又は教職員が感染した場合(無症状の感染者も含む)

- ① 生徒・・・「学校保健安全法第19条による出席停止」
- ② 教職員・・・「出勤困難休暇」の取得
- ③ 県教育委員会が学校の臨時休業の措置を講じます。

(2) 生徒又は教職員が感染者の濃厚接触者として特定された場合

- ① 生徒・・・「学校保健安全法第19条による出席停止」
- ② 教職員・・・「年次有給休暇」の取得又は在宅勤務
- ③ 県教育委員会による学校の臨時休業の措置はありません。学校において、登校・出勤前の検温等、十分な健康観察を実施します。

(3) 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項

学習に著しい遅れが生じることのないよう、後日、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の措置を講じます。

3 医療的ケアを必要とする生徒への対応等について

医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患のある生徒は、主治医等に現在の学校を取り巻く状況を説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。

4 教職員における感染対策について

「出勤困難休暇」の取得等により教職員を休ませる措置を講じた場合は、該当教職員に代わって授業等を行う者の確保に努めます。困難な場合は、自習で対応します。

5 感染者がいない学校も含む臨時休業について

地域全体での感染拡大を抑えるために、県教育委員会が臨時休業の措置を講じる場合があります。

学校再開後の周知事項

1 健康管理・健康観察

(1) 健康観察のための検温と記録

①朝登校前に自宅で検温する(体温や体調を確認する)

※熱や咳等の風邪の症状がある場合は、自宅にとどまり学校に連絡する

②自宅から体温計を持参する(給食前・部活動前の検温+必要に応じて検温する)

③健康観察の流れ

自 宅：朝の検温と記録(今未来手帳) → 症状がない場合は登校

↓

登 校 時：SHで自宅での検温結果を報告 → 正副担任で確認・記録

↓

給 食 前：給食生徒は教室等で検温・記録(今未来手帳) → ランチルーム入室

↓

部 活 前：部活動前に検温・記録(今未来手帳) → 顧問に報告 → 顧問が確認・記録

④体温計を忘れた場合

★保健室の体温計で検温・記録する。他生徒の体温計は絶対に使わない。

★保健室に一度に入る生徒数は2名。他生徒は廊下で順番を待つ。

2 行事・授業・昼食・清掃・休み時間における対策

(1) 三つの「密」(密閉・密接・密集)を避ける

①換 気：窓を開けて換気する。休み時間は必ず教室の窓を解放して換気する。

②座 席：自分の座席のみ使う。配席間隔をとる(昼食時も)。

③活 動：接近/密着してのペアやグループでの活動は禁止する。大きな声を出さない。

(2) マスク着用の推奨(行事、授業、SH)、うがい・手洗いの推奨(休み時間、昼休み)

(3) 清掃は火・木のみ。月・水・金は6限終了後すぐSHを行う。

3 SH・個別面談等

(1) 朝SH、放課SHで健康確認を行う。

(2) 生徒は放課SH後、原則、教室に残らない。放課後の教室は、個別面談、屋内部活動の分散練習場所、補習等に使う。

(3) 登下校時も密接・密集しないようにする。校門前でのたむろは禁止する。

(4) SHでの連絡事項は、メモ配付又は教室掲示で行う。

(5) 個別面談等は、マスク着用のうえ、換気、距離に十分留意して行う。

4 部活動・同好会等

(1) 生徒・保護者の意思を尊重する。生徒・保護者の意思を顧問が確認する。

(2) 活動前に検温・記録(今未来手帳) → 顧問に報告 → 顧問が確認・記録

(3) 「季休業中の部活動実施の留意事項」を厳守して行う。

5 家庭との連携

(1) 全体窓口は教頭とし、保護者への連絡はクラス担任・副担任が行う。

(2) 自宅等で生徒が熱や咳等、風邪の症状が出た場合は、自宅を出ないことを保護者に要請し、学校対応の確認をしたうえで、学校への報告を依頼する。

(3) 学校で症状が出た場合は、自宅休養の指導を行う。

※一人で帰宅するか、保護者等にお迎えをしていただくかの判断は、生徒と保護者に電話等で相談していただいたうえで決めてもらう。

※お迎えの場合は、遅くても5時までの迎えをお願いする。生徒は保健室で待機する。